

概要

母体保護法に基づき医師から届出のあった不妊手術件数及び人工妊娠中絶件数は、従来「不妊手術及び人口妊娠中絶年報」により報告されていましたが、平成14年度より「衛生行政報告例」に統合され、報告することとなりました。これに伴い、集計期間が歴年から年度に変更となりました。

1 不妊手術

平成20年度中に医師から届け出られた不妊手術件数は54件(女子54件)で、実施率(20歳以上50歳未満人口10万対)は10.8(全国5.9)となり、全国平均と比べて4.9ポイント上回っています。

不妊手術を事由別にみると、「母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」が28件、「母体の健康を著しく低下するおそれのあるもの」が26件となっています。

2 人工妊娠中絶

母体保護法に基づき、平成20年度中に医師から届け出られた人工妊娠中絶件数は2,979件で、実施率(女子の15歳以上50歳未満人口千対)は10.3(全国8.8)となり、全国平均と比べて1.5ポイント上回っています。

人工妊娠中絶を年齢別にみると、20歳～24歳が717件(24.1%)、25歳～29歳が622件(20.9%)、30歳～34歳が569件(19.1%)、35歳～39歳が524件(17.6%)、20歳未満が330件(11.1%)等となっています。

また、事由別にみると、「身体又は経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」が2,972件(99.8%)等となっています。

さらに、妊娠期間別に見ると、満7週以前が1,714件(57.5%)、満8週～11週が1,103件(37.0%)等となっています。